



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
平成 30 年 5 月 14 日

担
当

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課 長 戸高 正博
主任監察監督官 齋藤 武馬
電話 011-709-2311 (内線 3541)

報道関係者各位

68.1%の事業場に対し労働基準関係法令の是正を指導 ～平成29年に実施した監督指導の取りまとめ結果～

北海道労働局(局長 福士 亘)は、この度、平成29年に管下17労働基準監督署・支署が実施した監督指導()の結果について、以下のとおり取りまとめましたので公表します。

北海道労働局では、平成30年度の重点対策として「誰もが安心して働ける環境づくり」の実現をかね、今後とも関係法令の周知徹底を図るとともに、法定労働条件に関する問題点を有する事業場に対して効果的な監督指導を実施していきます。また、重大又は悪質な事案については、司法処分を含め厳正に対処します。(資料2 平成30年度北海道労働局労働基準部行政運営方針)

1 監督指導結果の概要(資料1の1)

(1) 何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した5,405事業場のうち3,680事業場(68.1%)でした。

(2) 主な違反事項は、

違法な時間外労働など労働時間に関するもの	1,271件(23.5%)
危険な作業をさせていたなどの安全基準に関するもの	1,136件(21.0%)
賃金不払残業など割増賃金に関するもの	833件(15.4%)
健康診断に関するもの	713件(13.2%)

などでした。

2 業種別の違反状況(資料1の2)

(1) 違反事業場比率の高い業種は、運輸交通業84.8%、保健衛生業80.7%、製造業76.3%でした。

(2) 主な業種の違反事項は、

製造業	労働時間394件(36.5%)	安全基準 350件(32.4%)	衛生基準232件(21.5%)
建設業	安全基準592件(29.9%)	労働時間 105件(5.3%)	割増賃金 76件(3.8%)
運輸交通業	労働時間184件(55.9%)	健康診断 89件(27.1%)	割増賃金 87件(26.4%)
商業	労働時間211件(26.2%)	割増賃金 149件(18.5%)	健康診断104件(12.9%)

などでした。

() 労働基準監督官が行う事業場への立入調査等による是正・改善指導のこと

1 監督指導結果の概要

(1) 平成 27 年から平成 29 年の各年に、北海道内の 17 労働基準監督署・支署が実施した監督指導について、その実施事業場数、違反事業場数及び違反事業場比率は、表 1 及び 2 頁の図 1 のとおりです。

平成 29 年は 5,405 件のうち 3,680 件(68.1%)で労働基準関係法令違反が認められました。労働災害の危険性が高い機械・設備等に関する使用停止命令等の行政処分(1)は 207 件でした。

表 1 監督指導実施状況・法違反状況

平成 29 年 監督実施状況及び措置状況

上段：事業場数

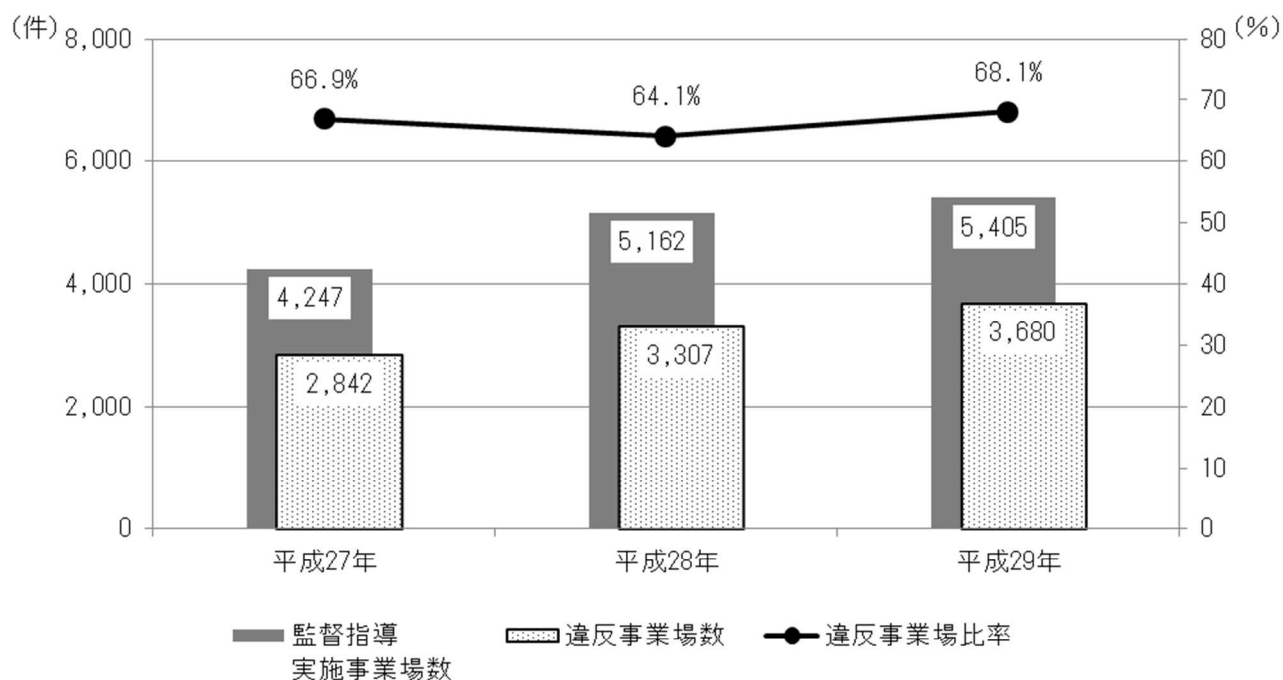
下段：違反事業場比率

年	業種	実 監 督 指 導 事 業 場 数	違 反 事 業 場 数	対 使 用 停 止 命 令 等 の 行 政 処 分 場 数	主な違反状況(労働基準法)			主な違反状況(労働安全衛生法)		
					15 条	32 40 条	37 条	20～25条		66 条
					労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	安全基準	衛生基準	健康診断
平成29年	全業種	5,405	3,680 68.1%	207 3.8%	413 7.6%	1,271 23.5%	833 15.4%	1,136 21.0%	322 6.0%	713 13.2%
	製造業	1,079	823 76.3%		98 9.1%	394 36.5%	223 20.7%	350 32.4%	232 21.5%	217 20.1%
	建設業	1,978	1,248 63.1%		49 2.5%	105 5.3%	76 3.8%	592 29.9%	41 2.1%	71 3.6%
	運輸交通業	329	279 84.8%		40 12.2%	184 55.9%	87 26.4%	48 14.6%	6 1.8%	89 27.1%
	商業	805	495 61.5%		73 9.1%	211 26.2%	149 18.5%	58 7.2%	19 2.4%	104 12.9%
	保健衛生業	296	239 80.7%		34 11.5%	110 37.2%	65 22.0%	3 1.0%	17 5.7%	62 20.9%
	接客娯楽業	320	202 63.1%		44 13.8%	110 34.4%	65 20.3%	17 5.3%	0 0.0%	62 19.4%
	清掃・と畜	109	73 67.0%		8 7.3%	42 38.5%	17 15.6%	16 14.7%	1 0.9%	17 15.6%
	その他	489	321 65.6%		67 13.7%	115 23.5%	151 30.9%	52 10.6%	6 1.2%	91 18.6%
平成28年	全業種	5,162	3,307 64.1%							
平成27年	全業種	4,247	2,842 66.9%							

(1) 機械の回転軸に安全カバーが設けられていない、足場に手すりが設けられていないものなど、労働災害発生の危険性が高い機械・設備に対して、労働基準監督官がただちに機械等の使用停止や作業禁止などを命ずる行政処分のこと。

(2) 業種は、監督指導実施事業数が 100 を超えるものを掲げました。

図1 監督指導実施事業場数等の状況



(2) 主な違反事項別の違反事業場数等は図2のとおりです。現在、重点的に取り組んでいる長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関するものが1,271件(23.5%)、労働災害の防止等に係る安全基準に関するものが1,136件(21.0%)、と多く、次いで割増賃金に関するものが833件(15.4%)、健康管理に関連する健康診断に関するものが713件(13.2%)となっています。

最も違反が多く見られた労働時間の違反事業場数については、平成28年の1,060件(20.5%)から、約200件、3ポイント増加しました。

図2 主な違反事項別の違反事業場数等の状況

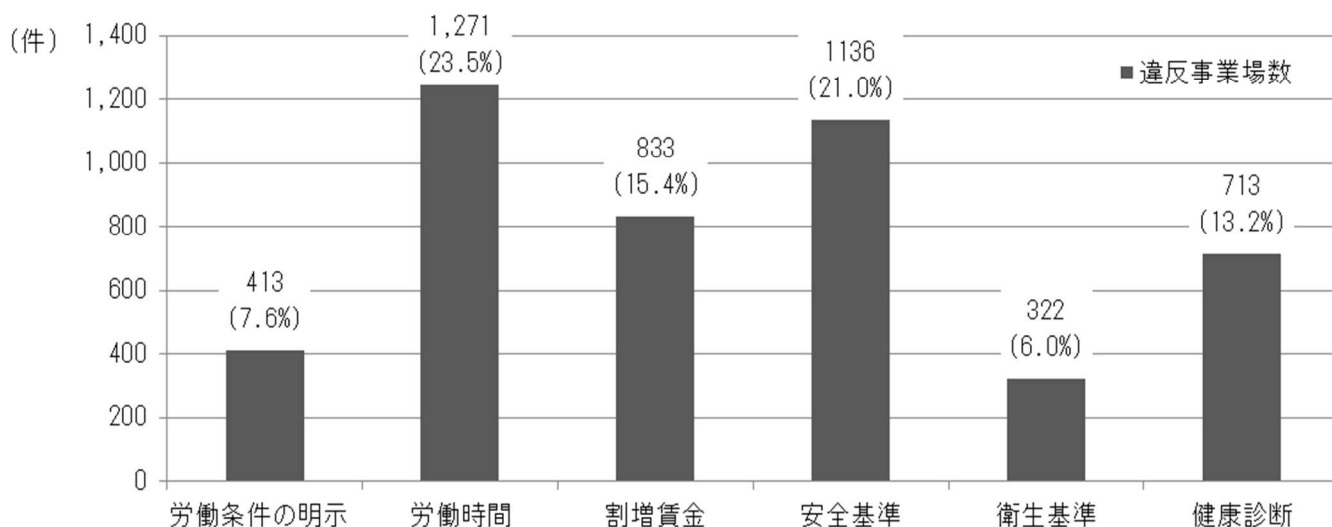


表2 主な違反事項の態様

違反事項	主な態様
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働に関する協定(36 協定)の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせている。 36 協定の締結・届出はあるが、協定の範囲を超えて長時間の時間外労働をさせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
安全基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> 開口部等墜落の危険がある箇所に墜落防止用の手すり等を設けていない。 機械に有効な安全装置を設けていない。 機械を停止しないで清掃、修理作業等を行わせている。
衛生基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> 特定化学物質や有機溶剤等を取り扱う事業場において、取り扱い上の注意事項等を掲示していない。 特定化学物質や有機溶剤等の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けていない。 粉じん作業において、必要な呼吸用保護具を使用させていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> 常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を行っていない。

2 業種別の違反状況

(1) 概要

主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況等は4頁の図3、図4のとおりです。死亡労働災害の撲滅を始めとする労働災害の防止、化学物質による健康障害防止等のため、建設業、製造業を始めとする工業的業種に対する監督指導が多くなっています。

また、商業などの第三次産業や運輸交通業に対しては、働き方改革の柱の一つである長時間労働の抑制や賃金不払残業の防止を始めとする法定労働条件の履行確保を図るため、多様な業種に対して監督指導を実施しています。

図3 主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況

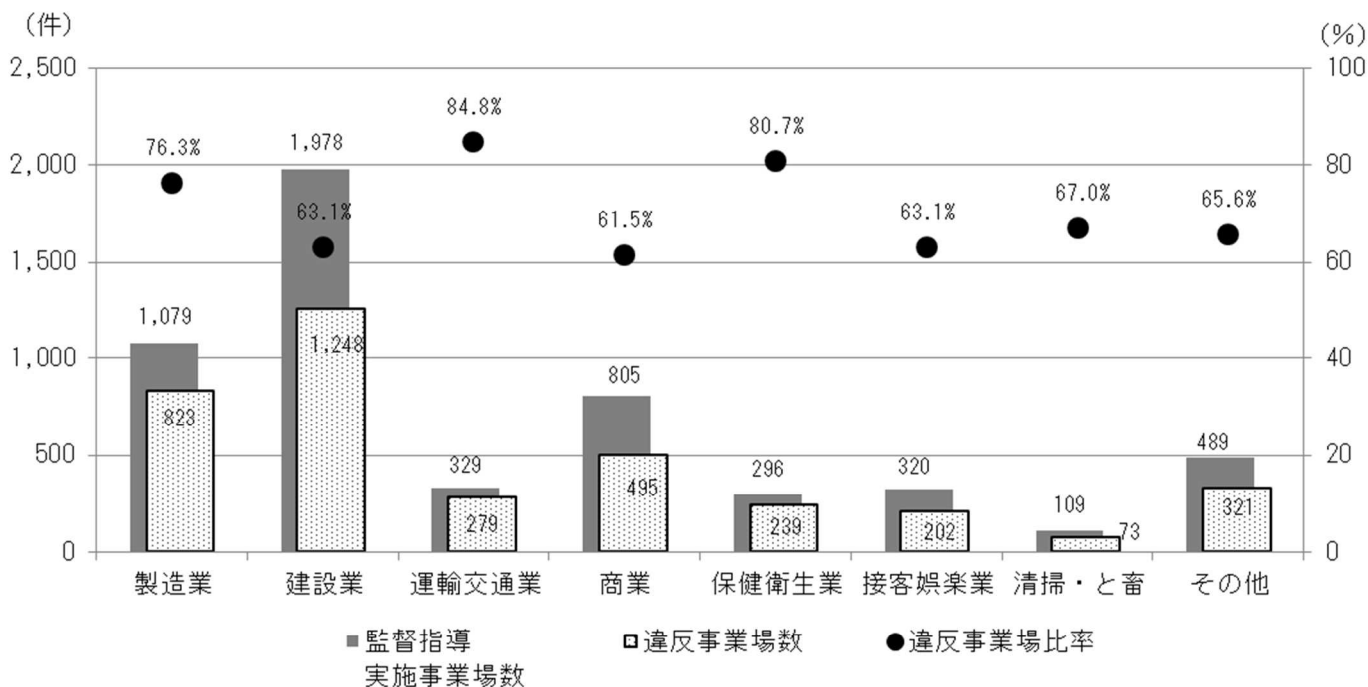
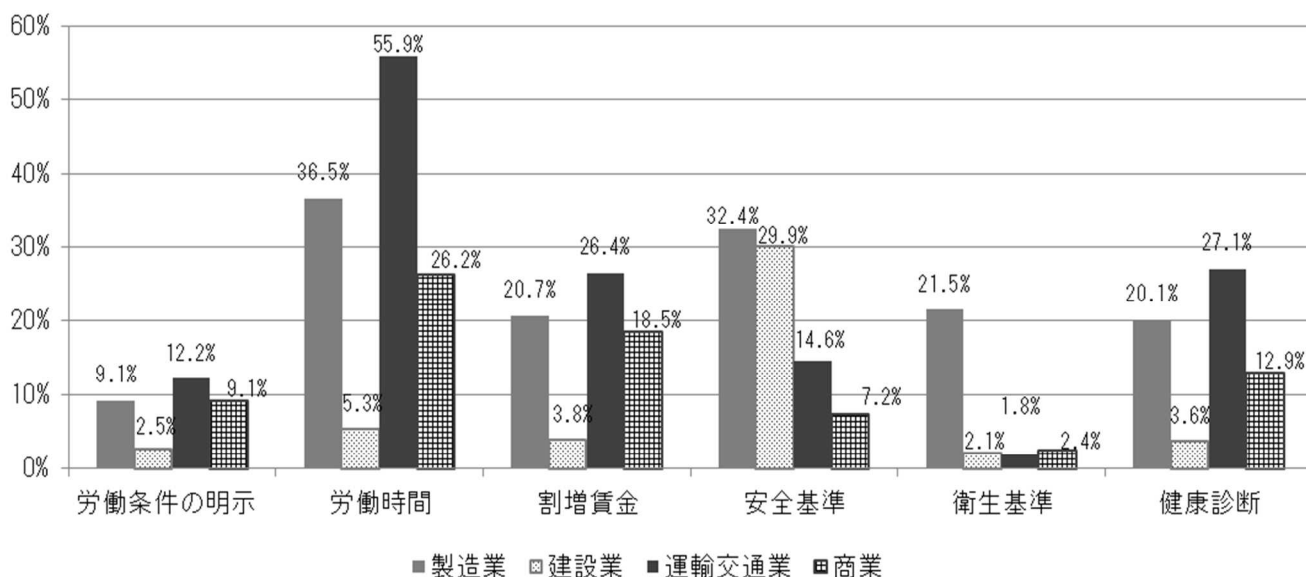


図4 主な業種別・違反事項別違反事業場比率



(2) 製造業

長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関する違反と、機械・設備等の安全基準に関する違反がともに30%を超え、次いで衛生基準に関する違反が多くなっています。

(3) 建設業

違反事項としては、足場、開口部等からの墜落防止措置、建設重機の安全措置等に係るものなどの安全基準に関するものが多くなっています。その要因として、元請事業者が下請事業者に対して必要な指導を行っていないこともあげられ、元請事

業者に対しても併せて指導を行っています。

(4) 運輸交通業

長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関する違反が約 56%と他の業種に比べて多く、次いで健康診断、割増賃金に関する違反が 25%を超えています。

(5) 商業

長時間労働の抑制等に関連する労働時間に関する違反が約 26%と最も多く、次いで賃金不払残業等に関連する割増賃金に関する違反が多くなっています。



誰もが安心して働ける環境づくり (平成30年度重点対策)

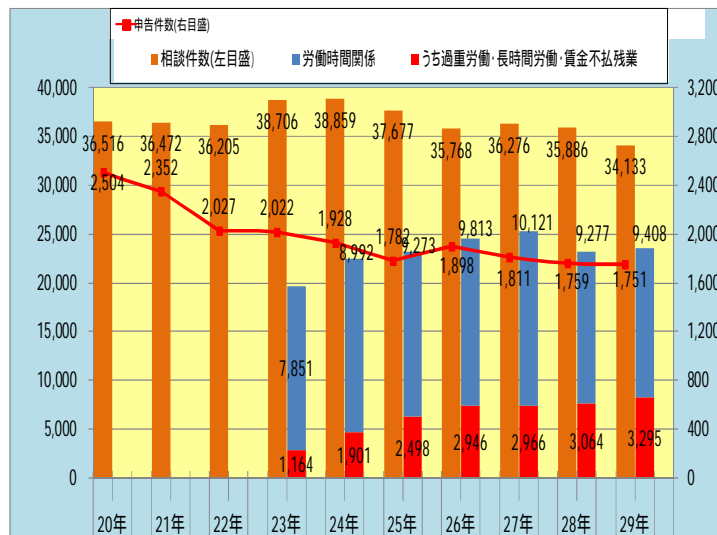
北海道労働局労働基準部・労働基準監督署

法定労働条件の確保・改善

監督課

- 働き方改革の柱として、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止を図ります。
- 36協定の適正化、労働時間の適正把握に関する法令、ガイドラインの周知を図ります。
- 過労死等防止対策を効果的に推進します。
- 賃金不払残業の防止を始めとする法定労働条件の履行確保を図ります。
- 労働基準関係法令等の積極的な情報発信を行います。

申告・相談件数の推移



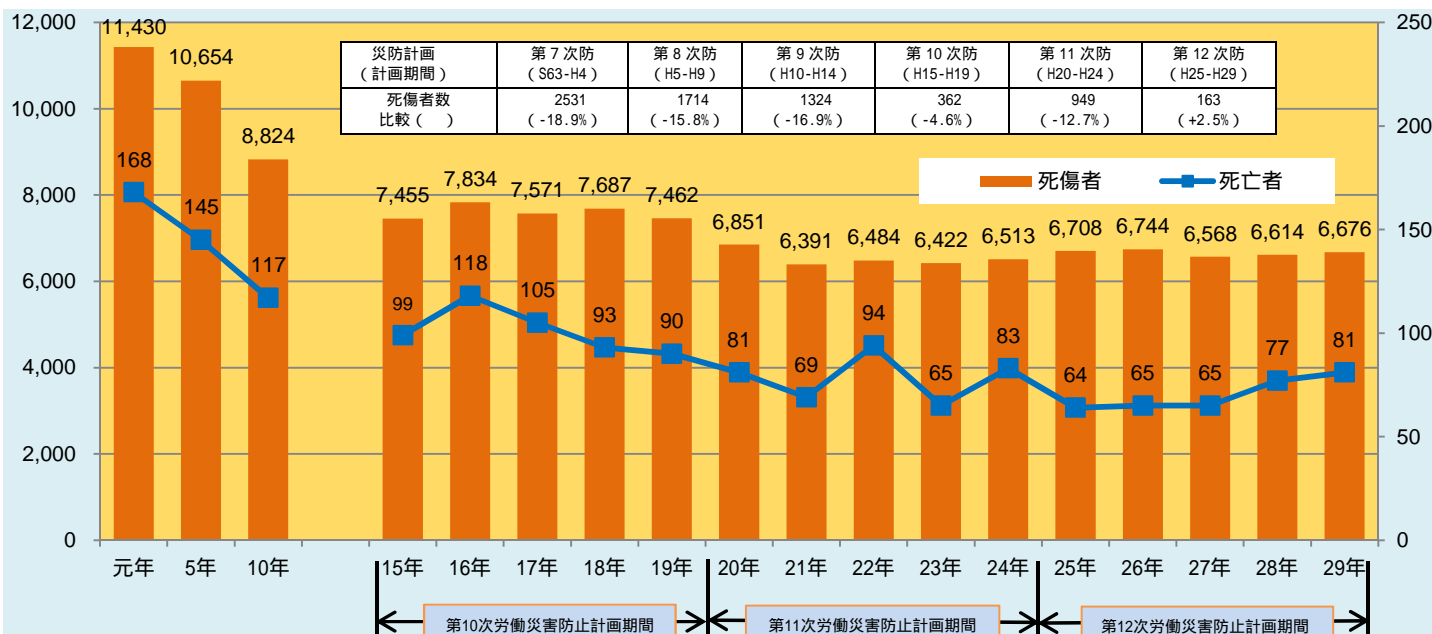
働く人の安全と健康の確保

安全課・健康課

- 第13次労働災害防止計画(2018年度~2022年度)に基づき、労働災害の大幅な減少に取り組みます。

本年度は、死亡者数を12次防期間中の最少(64人)より減少させます。
休業4日以上の死傷者数を平成29年と比較して5%以上減少させます。

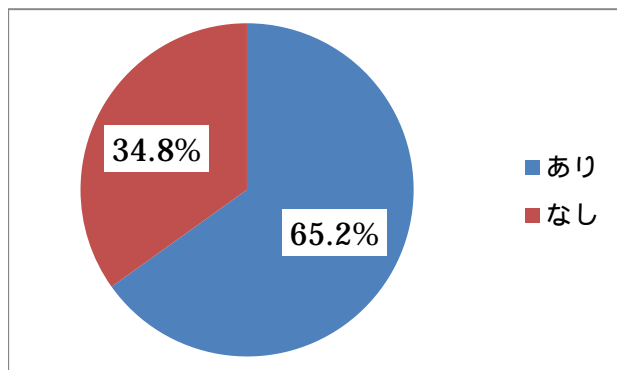
(人) 全産業における死傷者数の推移 (人)



各災防計画の最終年の死傷者数を前災防計画の最終年の死傷者数と比較したもの。

- 2 過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策を推進します。
- 3 治療と職業生活の両立を支援の取り組みを促進します。
- 4 化学物質、石綿、受動喫煙、粉じん等による健康障害の防止を推進します。
- 5 化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底及びリスクアセスメントの実施について指導していきます。

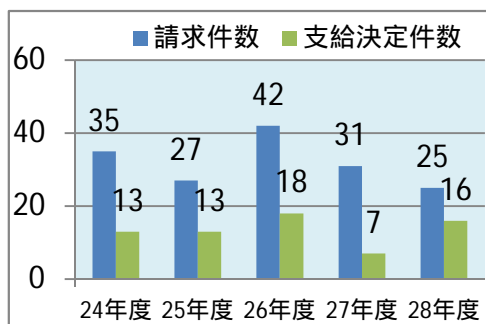
労働者50人以上+30～49人の主要9業種の何らかのメンタルヘルスの取り組み状況（平成30年2月末現在）



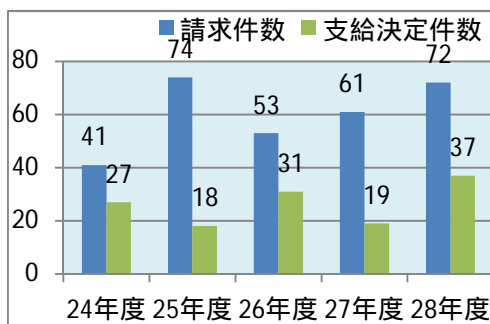
労災補償対策の推進 労災補償課

- 1 労働災害による負傷及び業務上疾病等について、迅速・適正な労災補償に努めます。
- 2 脳・心臓疾患及び精神障害に係る請求事案について、認定基準に基づき迅速・適正な処理に努めます。
- 3 石綿関連疾患について、補償（救済）制度の周知を図り、迅速・適正な補償・救済に努めます。

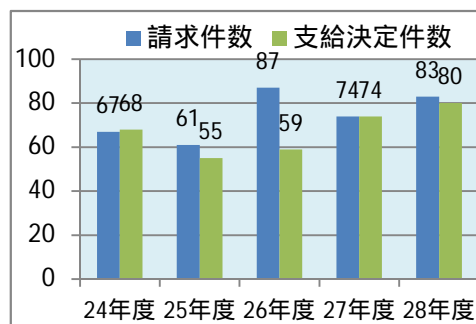
脳・心臓疾患（件）



精神障害等（件）



石綿による肺ガン・中皮腫等（件）



北海道の最低賃金 賃金室

- 1 最低賃金の周知及び履行の確保を効果的に推進します。
- 2 最低賃金の引き上げに向け、中小・小規模事業者へ各種支援策の利用促進に連携して取り組みます。

最低賃金の件名	時間額（円）	効力発生日
北海道最低賃金	810	平成29年10月1日
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	850	平成29年12月1日
鉄鋼業	927	平成29年12月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842	平成29年12月1日
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	845	平成29年12月1日

『必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も！』

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。